

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、<u>専門看護師等手当</u>、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。</p>

(略)

3 基本給の調整額，管理職手当，学長補佐等手当，初任給調整手当，扶養手当，調整手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，特別看護業務手当，専門看護師等手当及び寒冷地手当は，基本給の支給日に支給する。ただし，事務処理上やむを得ない事情のため，その日に支給することができないときは，翌月の基本給の支給日に支給することができる（第4項及び第5項において同じ。）。

(略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第31条から第33条まで及び第41条から第43条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は，基本給，基本給の調整額，これらに対する調整手当，管理職手当，学長補佐等手当（第41条から第43条の場合は除く。），初任給調整手当，広域異動手当，特別看護業務手当，専門看護師等手当及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(略)

(専門看護師等手当)

第34条の13 専門看護師等手当は，社団法人日本看護協会等による専門看護師，認定看護師又は特定看護師の認定を受けている看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）で，当該認定に係る看護分野の業務に従事するものに支給する。（新設）

2 前項の手当の月額は，次の各号に掲げる額とする。（新設）

(1) 専門看護師の認定を受けている看護師等 8,000円

(2) 認定看護師又は特定看護師の認定を受けている看護師等 5,000円

3 前項各号のいずれにも該当する場合には，前項第1号の額のみを

(略)

3 基本給の調整額，管理職手当，学長補佐等手当，初任給調整手当，扶養手当，調整手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，特別看護業務手当及び寒冷地手当は，基本給の支給日に支給する。ただし，事務処理上やむを得ない事情のため，その日に支給することができないときは，翌月の基本給の支給日に支給することができる（第4項及び第5項において同じ。）。

(略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第31条から第33条まで及び第41条から第43条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は，基本給，基本給の調整額，これらに対する調整手当，管理職手当，学長補佐等手当（第41条から第43条の場合は除く。），初任給調整手当，広域異動手当，特別看護業務手当及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(略)

支給する。（新設）

4 専門看護師等手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該認定に係る看護分野の業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

（略）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

看護師の処遇改善のため、所要の改正を行うものである。

（略）